

令和4年度 新型コロナウイルス感染症に係る農業大学校研修部事業の開催基準等

R4. 5. 1 農村振興課・農大研修部

【開催に関する基準】

- 集合を伴う研修は、開催日の1週間前に開催の是非を判断する。
- 長野県新型コロナウイルス感染警戒レベル（県感染レベル）が**6以上**になった場合は、集合を伴う研修は開催しない。
また、県警戒レベル**4以上**の場合、農ある暮らし入門事業は開催しない。
なお、新規就農里親集合研修及び農作業安全推進研修は、延期をを基本とする。
- 医療非常事態宣言が発出された場合は、感染警戒レベルにかかわらず**集合を伴う研修は開催しない。**

【参加者に関する基準】

- まん延防止等重点措置適用地域の地域在住者及び2週間以内の往来者（同居者を含む）の参加は見合わせる。
なお、新規就農里親集合研修への参加を見合わせた場合については、代替え措置などを検討する。
- 研修の実施にあたっては、検温の実施、マスクの着用、3密の回避等基本的な感染予防対策を徹底する。
- 研修館に宿泊を伴う場合は、1人1部屋、夫婦は1部屋使用とし、満室をもって（研修館利用の）募集を打ち切る。
- 農業大学校長が判断する場合は、この限りではない。
- 本基準等に記載のない事項については、農村振興課と農業大学校の協議により決定する。

研修別開催基準一覧

区分	対象者	研修開催地域のレベル別対応 ^{※1}			研修参加者地域のレベル別対応			まん延防止等重点措置適用地域等 ^{※2}		
		県内	県外	レベル1～3	レベル4～5	レベル6	レベル1～4		レベル5	
農業大学校研修事業	新規就農支援研修 就農体験研修	新規就農希望者	○	○	○	○	×	○	○	×
	新規就農支援研修 新規就農里親前基礎研修	新規就農者	○	○	○	○	○	※3		—
	新規就農支援研修 新規就農里親研修	新規就農者	○	×	○	○	○	※3		—
	新規就農支援研修 新規就農里親集合研修	新規就農者	○	×	○	○	延期	○	○	△ 代替措置検討
	農業技術力向上支援研修 大型トラクター操作技能習得研修(大特・けん引) 【機械免許取得】	学生、研修生、農業後継者、女性農業者など	○	×	○	○	×	○	○	—
	農業技術力向上支援研修 農業機械利用技術向上研修 【機械技能向上】	農業後継者、女性農業者など	○	×	○	○	×	○	○	—
	農業技術力向上支援研修 農作業安全推進研修	農業後継者、女性農業者など	○	×	○	○	延期	○	○	—
農ある暮らし応援事業	農ある暮らし入門研修	移住希望者、定年帰農者など	○	○	○	×	×	○	×	×
	農ある暮らし入門研修(佐久移住)	佐久地域移住希望者	○	○	佐久地域振興局と協議の上決定					
	児童等農業体験	児童など	○	×	○	×	×	○	×	—

※1 「レベル」とは、県感染警戒レベル1～6。1：平常時 2：注意報 3：警報 4：特別警報Ⅰ 5：特別警報Ⅱ 6：緊急事態宣言等
 ※2 まん延防止等重点措置適用地域との往来後14日の者
 ※3 原則として、まん延防止等重点措置適用地域との往来はしない。